様式第六（第３条関係）

新技術等実証に関する新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由

２．規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の一部の実施が可能となる場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

３．新技術等効果評価委員会からの意見の概要

４．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「２．」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第七（第３条関係）

新事業活動に関する新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由

２．規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

３．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要について特例措置を講じないことと判断する理由に含めて記載する。

２．「２.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第八（第４条関係）

新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　産業競争力強化法（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、実施しようとする新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

１．新技術等実証の目標

２．次に掲げる新技術等実証の内容

⑴　新技術等及び新技術等実証を用いて実施しようとする事業活動の内容

⑵　法第２条第３項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法

⑶　法第２条第３項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法

３．新技術等実証の実施期間及び実施場所

４．参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

５．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

６．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

７．その他

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新技術等実証の目標

新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする事業活動を踏まえて要約的に記載する。

２．新技術等実証の内容

⑴　「⑵」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。

⑵　「⑶」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。

３．実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。

４．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解には、新技術等関係規定の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第九（第４条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　産業競争力強化法第７条第１項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。